平成２２年（フ）第１２９３号
埼玉県蕨市南町１丁目16番24号　貫井方
債務者　中村　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９９号
さいたま市見沼区東大宮５丁目43番地14　寿ビル101、旧住所福島県郡山市逢瀬町多田野字高萱22番地の28
債務者　安藤　あい（旧姓小窪・坂内）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２１号
埼玉県鴻巣市前砂143番地21
債務者　杉山　　保
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３６号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―25―101
債務者　五味　武雄
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３９号
さいたま市南区南浦和１丁目27番16―207号
債務者　森満　惠里（旧姓遠藤・齋藤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５８号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－８―105
債務者　白田美和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６９号
さいたま市見沼区春野１丁目６番７―603号
債務者　河村　和子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８３号
さいたま市大宮区寿能町２丁目195番地１　寿能団地８―413
債務者　岡田　芳子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８４号
さいたま市大宮区寿能町２丁目195番地１　寿能団地８―413
債務者　岡田　有子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０７号
埼玉県蓮田市椿山２丁目11番13号　斉藤テラス102号、旧住所埼玉県蓮田市椿山１丁目６番13号
債務者　鈴木　智美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄３丁目162番地11
債務者　田村千亜紀（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２６号
埼玉県戸田市喜沢１丁目47番地の13　三星マンション206号室、旧住所東京都北区神谷１丁目12番１―404号　古沢マンション
債務者　若松　由架
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４８号
埼玉県加須市旗井1346番地２、旧住所茨城県つくば市鬼ケ窪1134番地
債務者　登坂　春男
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４９号
埼玉県川口市栄町１丁目19番11―313号　栄町グレースマンション
債務者　高田　秀文
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―25―504、旧住所埼玉県上尾市中妻３丁目12番地３　ドルチェ上尾203
債務者　渡部　愛絵
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７０号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目３番73号　サニーヒル101号
債務者　福嶋　貴子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０１号
埼玉県川口市大字木曽呂41番地　アゼリヤコーポ202号
債務者　田畑　良子（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係